

四万十市骨髄移植促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市骨髄移植促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、四万十市補助金等交付規則(平成17年四万十市規則第35号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象者)

第2条 この補助金は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)に基づき、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「財団」という。)が実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞の提供を完了した者(以下「骨髄提供者」という。)に対して、提供に要した通院又は入院の日数により生じる負担を軽減することを目的とし、予算の範囲内で補助する。

2 補助金の対象者となる骨髄提供者(以下「補助対象者」という。)は、四万十市に住所を有し、かつ、市税を滞納していない者とする。ただし、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条第1項第3号に掲げる特別休暇に相当するドナー特別休暇制度等を導入している事業所に勤務する骨髄提供者(同制度の対象とならない者を除く。)は、補助対象外とする。

(補助金額等)

第3条 補助金額は、財団が発行する証明書により確認できる通院又は入院の日数に20,000円を乗じた額とする。ただし、補助金の対象となる通院又は入院の日数の上限は7日とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、四万十市骨髄移植促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、提供が完了した日の属する年度の末日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、申請期限を翌年度の末日までとすることができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、四万十市骨髄移植促進事業費補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により速やかに補助対象者に通知するものとする。また、適当でないとき認めるときは、四万十市骨髄移植促進事業費補助金交付却下通知書(様式第3号)により通知する。

(補助金の交付)

第6条 補助対象者は、前条に規定する補助金額の確定通知があったときは、四万十市骨髄移植促進事業費補助金交付請求書(第4号様式)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則(平成24年四万十市規則第7号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、当該補助対象者に対してその理由を示さなければならない。

(補助金の返還)

第8条 前条の場合において、市長は、当該取消の部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

四万十市長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電 話 () _____

四万十市骨髓移植促進事業費補助金交付申請書

次のとおり四万十市骨髓移植促進事業費補助金の交付を受けたいので、四万十市骨髓移植促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
勤 務 先	(電話番号)		
骨髓等を提供した日 における住所	〒 四万十市		
対 象 期 間	年 月 日 から 年 月 日 (うち対象 日分)		
骨髓等を提供した日	年 月 日	申請金額	円

2 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証明する書類（上記「1 申請内容」の対象期間欄に記載された期間内に入院又は通院したことを証明するもの）の原本
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) 本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証の写し等）

私は、私の勤務する事業所にはドナー特別休暇制度等がないこと（制度がある場合は、同制度の対象とならない者であること）及び他の法令等により骨髓等の提供に係る補助金等の交付を受けていないことを誓約します。

また、私は、四万十市が保有する個人情報を読覧・調査すること及び勤務先等に問い合わせることに同意します。

年 月 日 氏 名 _____ 印

様

四万十市長

四万十市骨髓移植促進事業費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました四万十市骨髓移植促進事業費補助金の交付について、四万十市骨髓移植促進事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|----------|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付方法 | 指定口座への振込 | |

様

四万十市長

四万十市骨髓移植促進事業費補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のありました四万十市骨髓移植促進事業費補助金の交付について、下記の理由により交付しないことと決定しましたので通知します。

記

1 却下の理由

不服の申立て

1 処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法の規定により四万十市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると、原則、審査請求をすることができません。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、処分の日から1年を経過すると、原則、処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

年 月 日

四万十市長 様

請求者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 () _____

四万十市骨髓移植促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました四万十市骨髓移植促進事業費補助金について四万十市骨髓移植促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

上記の補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください。

ふりがな							
口座名義							
金融機関名	銀行・農協		本店・支店・本所				
	信用金庫		支所・出張所				
口座の種類及び番号	普通	・	当座				

※ 申請者名義の口座に限ります。